

## 委託業務仕様書

### 1 委託業務の目的

関ヶ原町においては、平成 27 年に策定された岐阜県「関ヶ原古戦場グランドデザイン」による関ヶ原合戦を軸としてのハード整備によって町の観光交流は徐々に増大している。一方で、ソフト面での対策は不十分であり、活用出来ていない文化遺産も数多い。

そこで本事業においては、関ヶ原の文化遺産の価値を多くの人に知ってもらい、地域の宝としての認識を養うことで郷土愛を育み、保存と活用の促進を図る。

### 2 委託業務名

関ヶ原町文化遺産観光推進事業委託業務

### 3 委託業務期間

契約締結日～令和 6 年 3 月 31 日まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 関ヶ原文化遺産活用人材育成事業

##### ①業務内容

関ヶ原合戦やその他文化遺産を中核として地域を紹介する有料観光ガイド育成を行う。

○有料ガイドの育成を目指す講座の実施

##### I. 地域文化講座（1回開催）

地域の文化について学ぶ。町内各地区それぞれにゆかりのある武将や文化などにフォーカスし、歴史、伝統、風習・食、地場産業などに関する講座。

##### II. フィールドワーク（2回開催）

地域の文化について多分に知見を有する講師を招き、実踏でもって座学では得られない学びを提供する講座。

※委託者との協議の上での回数変更を否定するものではない。

※講師は、十分な実績を有する者を起用すること。また、文化遺産観光を推進するための講座であることから、地域有識者を十分に活用するとともに、地域資源の価値を十分に把握してもらえる様な外部人材も適宜起用すること。

※I IIとも実施時の様子を録画し、後日教材活用できる様に動画アーカイブ化、DVD 素材化を行うこと。

##### ②成果物

- ・ 報告書 2部
- ・ 教材用動画（DVD） 2枚

## (2) 関ヶ原文化遺産普及啓発シンポジウム事業

### ①業務内容

シンポジウムの開催による普及啓発事業

○歴史研究家を招き、関ヶ原合戦場を舞台としての特別セミナーを実施。

関ヶ原おもてなし連合関係者、関ヶ原町の観光関係者、周辺市町村の観光関係者、および関ヶ原町民を対象として実施する事により、関ヶ原古戦場おもてなし連合の取り組みへの理解を深め、今後の出資やスタッフ参加を促進する。

### ②成果物

- ・報告書 2部

## 5 委託上限額

関ヶ原町文化遺産観光推進事業委託業務 3, 617千円（消費税及び地方消費税込）

## 6 業務実施体制

### (1) 業務実施責任者

- ① 本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、調査研究等のほか、業務従事者を十分指導して業務を安全かつ円滑に実施できるように管理すること。
- ③ 業務実施責任者は、発注者との連絡を密に行い業務を進め、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ④ 経費、業務内容など発注者から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑤ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ⑥ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を発注者に通知すること。

## 7 業務実施状況の報告

受託者は、事業の実施に際しては、適宜状況報告し、必要に応じて発注者と打合せを実施すること。

## 8 業務完了後の提出書類

本業務完了後、7日以内に以下の書類を提出すること。

- (1) 以下の内容を含む実績報告書
  - ・事業実施期間
  - ・事業の成果が確認できる書類
- (2) 委託業務完了届

## 9 支払い条件等

- (1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には受託者は概算払いを請求することが出来る。
- (3) 本業務を実施する上で必要な機器や物品等の備品購入は認められないものとし、原則として、リースあるいはレンタルでの対応とする。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、発注者と協議のうえ、その一部を委託することができる。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (3) 守秘義務

受託者は、本業務を履行する上で、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (4) 著作権等に関すること

別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

## 11 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 業務の実施にあたっては、発注者や関係団体と十分協議したうえで行うこと。